２．「自己勘定取引」は、暗号資産交換業者が自己の資産をもって行う取引（暗号資産交換業の利用者との間で行う暗号資産交換業に係る取引を除く。）について記載する。
３．「顧客勘定取引」は、外国暗号資産交換業者にあっては、国内に住所を有する利用者に係る取引についてのみ記載する。
４．「交換」の欄は、交換の対象となる暗号資産をそれぞれ上段・下段に記載する。
５．「金額」の欄は、円で表示の上、帳簿価額を記載する。
６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

（第４面）

［削る。］

５．法定通貨及び暗号資産の残高

(1)　自己勘定

(a)　［略］

(b)　暗号資産

暗号資産の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	円
	()	円	円
	()	円	円
合　　計		円	円

(2)　顧客勘定

(a)　［略］

(b)　暗号資産

暗号資産の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	円
	()	円	円
	()	円	円
合　　計		円	円

（第４面）

（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
２．原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。
３．売買件数は、約定基準により記載する。なお、外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者との間で行われた売買件数についてのみ記載する。
４．仮想通貨の金額欄については、交換によって自己又は顧客が所得した仮想通貨の数量及び簿価を記載する。
５．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

５．法定通貨及び仮想通貨の残高

(1)　自己勘定

(a)　［同左］

(b)　仮想通貨

仮想通貨の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	
	()	円	
	()	円	
合　　計		円	

(2)　顧客勘定

(a)　［同左］

(b)　仮想通貨

仮想通貨の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	
	()	円	
	()	円	
合　　計		円	